

／ 知っていますか？ /

マイナンバーカードが

令和3年3月（予定）から

健康保険証として

利用できるようになります！



☆ マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、**利用申込（初回登録）**が必要です！

◎ 厚生労働省職員による**登録のサポート**を虎の門病院で下記の期間行います！

○ マイナンバーカードをお持ちでない方には、**申請のサポート**を行います。

※ 登録サポートは、厚生労働省のパソコン又はご自身のスマートフォンで行います。

※ 申請サポートは、厚生労働省のパソコン又はご自身のスマートフォンでの操作方法案内、紙の申請書の記載方法案内（申請は郵送）を行います。なお、マイナンバーカードの発行は、別途お知らせの案内が届き、受取はお住いの市区町村役場で行います。

開催概要

日程

令和2年11月30日（月）～12月4日（金）

時間

午前 9時～午後 3時

場所

虎の門病院 **2階** 北入口エントランスロビー（2階エスカレーター横）

（港区虎ノ門2丁目2番2号）

※ 1階正面玄関（駐車場ご利用の方は地下2階）からお入りください。

持ち物

□ マイナンバーカード及び**4桁の暗証番号**が必要です。

□ マイナンバーカードをお持ちでない方は、**12桁のマイナンバー**が必要です。

虎の門病院では、新型コロナウイルス感染対策として、全ての来院者にマスクの着用と手指消毒をお願いし、問診と体温測定を実施しています。

また、利用申込受付では、机の消毒や手指消毒の実施、相談希望者の混雑回避などを実施します。



国家公務員共済組合連合会
虎の門病院
TORANOMON HOSPITAL



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！

2021年3月 (予定) から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

2021年10月 (予定) から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告 (予定) から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



マイナンバーカードの
申請はお早めに！



虎の門病院での登録サポートに関するお問い合わせ

厚生労働省保険局 医療介護連携政策課

保険データ企画室 担当：白崎・梅田

代表電話 **03 (5253) 1111**

内線 (3127・3168)

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分